

株主・投資家との対話等に関する基本方針

当社は「共存共栄」を企業理念としつつ、その具体的実践として、「安全安心かつ良質な製品・サービスを提供し続けることにより、株主、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとともに繁栄を追求する」ことを経営理念と掲げている。

これらのステークホルダー(以下、「株主等」という)との情報共有を通じた中長期的なパートナーシップの構築は当社の持続的成長及び企業価値の向上にとって望ましいものであることから、これを実践していくための基本方針を以下に定める。

第 1 条 (推進体制)

1. IR 担当部門は経営企画部とし、その管掌取締役を IR 担当役員として指名し、株主等との情報共有および建設的な対話(以下「対話等」という)を促進する。
2. 株主の権利行使に関する事項については総務部を担当部門とし、その管掌取締役を責任者として指名する。
3. IR 担当部門は株主等との建設的な対話を実現すべく、総務部その他の部門との緊密な連携を図る。

第 2 条 (株主等との対話)

1. 株主等との対話等は法令および東京証券取引所の定める適時開示規則に従い実施する。また、これらの定めのない事項に関しても、当社が株主等に有益と判断する事項については当社ウェブサイトや各種メディアを通して、実施する。
2. 株主等との対話等は公正に行うことを旨とし、可能な限り、迅速、公表に情報が共有されるよう努力する。
3. 株主等との対話等は主として、以下の活動によって構成される。
 - ①法令および東京証券取引所の定める適時開示規則に従った方法
 - ②中期経営計画および通期決算並びに第 2 四半期決算説明会の開催
 - ③株主等との個別のミーティング。株主等の求めに応じ、合理的可能な範囲において代表取締役社長、取締役、IR 担当役員、IR 担当部門及び総務部の株式担当が行うこととする。
 - ④その他証券会社等が主催する会社説明会への参加

第 3 条 (フィードバック)

1. IR 担当部門は、通期決算説明会終了以降に開催される取締役会において、必要に応じて、株主等との対話等において、株主等から得た意見・評価等について取り纏め報告することとする。
2. IR 担当役員は前項にかかわらず、必要に応じて取締役会その他の機会に株主等から寄せられた意見等について報告するものとする。

第 4 条 (インサイダー情報管理)

株主等との対話等に際しては、当社内部規程に従い、インサイダー情報を適切に取扱う。

以上